

## 安堵町総合計画・総合戦略推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 総合計画及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき策定する安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合計画等」という。)を策定し、推進するとともに、進捗状況と効果を検証するため、安堵町総合計画・総合戦略推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会が所掌する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 安堵町総合計画の策定、検証に関すること。
- (2) 安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、検証に関すること。
- (3) 安堵町人口ビジョンの策定、検証に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、総合計画・総合戦略に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、安堵町住民のほか、学識経験者の中から町長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めたときは、2年以内の期間を定めて委嘱することができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、事務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するとことによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、総合計画等に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(安堵町総合計画審議会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 安堵町総合計画審議会設置要綱(平成23年安堵町告示第21号)

(2) 安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱(平成27年安堵町告示第34号)

(3) 安堵町総合戦略事業評価委員会設置要綱(平成28年安堵町告示第28号)

(経過措置)

3 安堵町総合戦略事業評価委員会委員は、平成30年度の事業評価の完了をもって任期を終えるものとする。